

大阪市告示第132号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場	令和8年2月2日（月）	午前11時から 午後7時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年2月24日（火）	
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和8年2月2日（月）	午前6時から 午後11時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
	令和8年2月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場	令和8年2月23日（月）	午前9時から 午後7時まで
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和8年2月1日（日）から 同月28日（土）まで	午前6時から 午後11時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)